

○県有林関連林道等受益負担金算定要領

(昭和41年1月25日)

1 県有林関連林道等受益負担金交付要綱に基づき、事業施行主体から負担金交付の申請を受けたときは、当該事業にかかる利用区域を決定し、林道について利用区域内の土地利用区分、交通量及び林況を、作業道については、利用区域内の林況について必要な事項を調査する。

2 林道受益負担金は、次式により算定する。

$$X = (W + B + H) \times R$$

ただし、上の式において

X：県の受益負担金額

W：工事費から国庫補助金等の特定収入を差引いた額

B：用地買収費から国庫補助金等の特定収入を差引いた額

H：立木等の補償費から国庫補助等の特定収入を差引いた額

R：県の受益負担率

(1) 受益負担率は、次式により算定する。

$$R = k \left(\frac{1}{3} \times \frac{3a_1 + 2a_2 + a_3}{3A_1 + 2A_2 + A_3} \times \frac{n}{50} + \frac{2}{3} \times \frac{3u_1 + 2u_2 + u_3}{3V_1 + 2V_2 + V_3} \times m \right)$$

ただし、上の式において

k：当該工事にかかる受益のうち林業部門の占める率

m：利用区域内の県有林の県の収益分収率

n：利用区域内の県有林の地上権残存年数、ただし、51年以上の場合は50年とする。

$A_1 \cdot A_2 \cdot A_3$ ：地利区分帯Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにそれぞれ含まれる森林面積（県で編成した森林計画の内容から求める。）

$a_1 \cdot a_2 \cdot a_3$ ：地利区分帯Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにそれぞれ含まれる県有林面積

$V_1 \cdot V_2 \cdot V_3$ ：地利区分帯Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにそれぞれ含まれる森林蓄積（県で編成した森林計画の内容から求める。）

$u_1 \cdot u_2 \cdot u_3$ ：地利区分帯Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにそれぞれ含まれる県有林蓄積

(2) 利用区域の決定

利用区域は、当該年度に実施する工区の起点からとする。災害復旧等の場合は、最も起点に近い工区の起点からとする。

(3) 林業部門の受益率の算定は、次による。

林野庁の定める峰越連絡林道便計算算定方式に準じ、林業上の効果、農業上の効果、酪農上の効果及び交通道としての効果を、それぞれ指数として算出し、その指数の合計をもって林業上の効果の指数を除した商（少数点下3位4捨5入2位止）を林業部門の受益率とする

(4) 地利区分帯の決定は、次による。

当該年度事業にかかる利用区域を確定し、開設工事にあつては当該年度開設区間、災害復旧等にあつては当該年度事業により通行可能若しくは、容易となる区間を、利用区域の地図に

記入し、この路線線分から平面上直線によって最遠距離にある利用区域周界線上の点を求め、その点と路線線分との間を、前記の最遠距離を示す直線で結ぶ。

この直線を3等分する2個の内分点を求め、この内分点を通る路線線分からの等距離曲線を2本描き、この2本の等距離の曲線によって3箇に区分される利用区域の各々を、林道に近い方から、それぞれ地利区分帯Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとする。

- (5) 樹種による蓄積量の換算は、スギ、ヒノキを1.0、マツ、モミ、ツガを0.7、広葉樹を0.1として行う。
- (6) 同一利用区域内に収益分収率又は、地上権残存年数の異なる県有林が存在する場合は、分収率又は、残存年数の異なるごとに受益負担率を算定し、その和を求めるものとする。
- 3 作業道受益負担金は、次式により算定する。

$$X = A \times \left(\frac{B}{B + C} \right) \times m$$

X：県の受益負担金額

A：事業費から国庫補助金等の特定収入を差引いた額

B：利用区域内の県有林の面積

C：利用区域内の県有林以外の面積

m：利用区域内の県の収益分収率

(1) 利用区域の決定

利用区域は、当該年度に実施する工区の起点からとする。

- (2) 同一利用区域内に収益分収率の異なる県有林が存在する場合は、それぞれについて、県の負担金を算出し、その和をもって県の負担金とする。

- (3) 県有林以外の民有林の開発等を主目的とする作業道が地勢の関係で止むを得ず県有林を通過する場合等は、県有林の負担割合を減額し、又は、交付しないことができるものとする。